

2025年4月改正法施行にむけた (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律) 改正建築基準法・建築物省エネ法 講習会を開催します



2025年4月1日以降に着工する住宅・建築物に適用される改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行を図るため、**木造一戸建住宅を対象**に改正法の内容や申請時における注意点などについて、木造一戸建住宅に携わる方を対象に説明会を開催しますので、奮ってご参加ください。

開催方式 対面とWEBの併用 会場 とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町101-5)
定員 各回会場参加は先着100名 受講料 無料

講師 建築基準法講習 : (一財)鳥取県建築住宅検査センター 検査員 大石 理生氏
鳥取県指定確認検査機関
建築物省エネ法講習 : (株)プレスト建築研究所 代表取締役 久保田 博之氏
省エネルギー性能評価法検討委員会 解説ツールWGマニュアル作成SWGの協力委員
(一社)木を活かす建築推進協議会 省エネガイドブック作成委員会協力委員



とっとり電子申請サービス

申込方法 電子申請、または裏面をFAX・e-mailにより**1/6(月)**までにお申込みください。 ※1講座のみの参加も可能です

講座	建築基準法		建築物省エネ法	
	①入門編	②中・上級編	③仕様基準編	④省エネ計算編
日時	1/15(水) 13:30~16:30 (開場13:00)	1/31(金) 13:30~16:30 (開場13:00)	2/12(水) 13:30~16:30 (開場13:00)	2/13(木) 9:30~12:00 (開場9:15) <small>※他講座と時間が異なりますのでご注意ください</small>
内容	建築確認業務の基礎的な内容を中心に申請の注意点などを学びます ✓建築基準法の概要及び制度改正内容 ✓採光計算及び壁量計算等の解説 ✓確認申請図書の作成方法	建築確認業務に従事している方を対象に申請の注意点などを学びます ✓建築基準法の概要及び制度改正内容 ✓確認申請図書の作成方法 ✓よくある指摘事項 ✓県版チェックリスト	計算によらない省エネ基準の仕様規定について学びます ✓改正法の概要 ✓手続きの概要 ✓仕様基準に基づく設計方法 ✓設計図書の作成方法 ✓完了検査への対応	省エネ適合判定申請のための省エネ計算について学びます ✓外皮計算、一次エネルギー計算 ✓完了検査への対応

・WEB参加の場合、WEBアドレスは申し込み後にメール等でお知らせします。
・建築CPD情報提供制度認定講習(2単位(予定)) **※対面受講のみ対象です。**



詳しくはこちらから

建築基準法・建築物省エネ法改正で3つの大きな変更点

1

省エネ基準の義務化

全ての建物を新築・増築・改築する場合、省エネ基準への適合が義務付けられます。外壁や天井の断熱材、窓、設備などを省エネ対応にする必要があります。

2

2階建て以上または延べ面積200㎡超の建物で確認申請・完了検査などの手続きが全ての地域で義務化

都市計画区域外で木造2階建ての建物を建築する場合、これまでは確認申請が不要でしたが、令和7年4月以降は申請が必要となり、確認済証が交付されないと工事ができず、工事完了後に検査に合格しないと建物が使用できません。



※建築とは、新築、増築、改築、大規模な模様替え、大規模な修繕、移転のことです

※木造以外(鉄骨造、鉄筋コンクリート造 等)はこれまでどおりで変更ありません。

3

建物の構造計算のルールが変更

建物の省エネ化(建物の断熱材や窓を断熱性の高いものにする等)に伴い、建物自体が重くなるため、建物を支える壁や柱について建築士が計算するルールが変わります。

申込〆切: 令和7年1月6日(月)

<参加申込書> 改正建築基準法・改正建築物省エネ法講習会

会社名	
参加者氏名 (代表者のみでも可)	
電話番号	
メールアドレス	
参加人数	建築基準法 ①入門編 対面集合___名 オンライン___名 ②中・上級編 対面集合___名 オンライン___名 建築物省エネ法 ③仕様基準編 対面集合___名 オンライン___名 ④省エネ計算編 対面集合___名 オンライン___名

※ ご記入いただいた内容は、本講習会の実施以外の目的では使用いたしません。

申し込み先 : 鳥取県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 建築指導室(担当 音田)
お問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7391 Fax 0857-26-8113
e-mail jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp